

平成 18 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時：平成 18 年 6 月 8 日（木）13 時 30 分～14 時 45 分

場 所：財団法人日本体育協会 講堂

出席者：長沼本部長、佐藤、吉田の各副本部長

< 常任委員 > 平井、山岸、小杉の各常任委員

< 委 員 > 島中（北海道）、佐藤（青森）、谷藤（岩手）、三上（宮城）、原田（山形）、佐藤（福島）、綿引（茨城）、内田（群馬）、藤沼（埼玉）、青木（千葉）、碓井（神奈川）、水上（山梨）、廣川（新潟）、吉田（富山）、山本（石川）、山口（福井）、田宮（静岡）、神野（愛知）、松井（三重）、福田（岐阜）、松井（滋賀）、岡（京都）、西浦（奈良）、川口（鳥取）、織奥（島根）、吉長（広島）、佐竹（山口）、藤田（徳島）、穂岡（愛媛）、高橋（高知）、田中（福岡）、中島（佐賀）、吉居（長崎）、宮崎（熊本）、安東（大分）、中村（宮崎）、玉川（鹿児島）、西原（沖縄）

< 委 任 > 住谷副本部長

折原・菅原・村田・大橋・大山・山崎の各常任委員
岩崎（大阪）委員

< 代理出席 > 高橋（秋田）、落合（栃木）、渡辺（東京）、野田（長野）、山田（兵庫）、井口（和歌山）、川本（岡山）

< 事務局 > 古賀事務局次長、小寺部長、小林課長、藤井課長代理
他青少年スポーツ部員

事務局より、設置規程第 15 条にもとづく会議成立の報告を行い開会。

議事に先立ち、長沼本部長より挨拶があり、同本部長を議長として、議事に入った。

< 議 案 >

1. 役員人事について

事務局より、関東ブロック選出の山野井常任委員から、公務都合のため 5 月 26 日付で栃木県本部長および日本スポーツ少年団委員を退任したので、常任委員を辞任したい旨の申し出があったことを報告。

常任委員については、設置規程第 11 条第 1 項により、委員総会において委員の中から本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに 1 名を選出し、本部長が委嘱することになっているため、本総会において後任の常任委員を選出することとなる旨説明。

関東ブロックにおいて協議した結果、後任に神奈川県本部長の碓井委員が選出されたので、碓井委員を関東ブロック選出の常任委員とすることを諮り、これを承認。

なお、日本スポーツ少年団設置規程第 12 条第 2 項により、碓井委員の任期は前任者の残任期間となることを確認した。

2. 平成 17 年度日本スポーツ少年団事業報告および決算（案）について

事務局より資料に基づき、事業報告および決算（案）について説明。協議の結果、原案どおりこれを承認。なお、本案については、来る 6 月 21 日開催の日本体育協会評議

員会で最終承認を得ることを確認した。

3. 平成 19 年度日本スポーツ少年団事業計画（案）および要望予算の編成について

事務局より各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画(案)について、資料に基づき説明。

また、要望予算の編成については、速やかに計画に沿って編成作業に入るが、そのとりまとめは本部長に一任願い、後日報告したい旨併せて説明。

山田氏（兵庫県）より、全国指導者協議会および運営委員会の開催数について毎年回数増加を要望しているが、前年度と同じ開催数となっていることについて、質問があった。

これに対して事務局より、全国指導者協議会の開催数の増加については、正式に要望を受けていないため事業計画は昨年度と同様としていること、運営委員会については、平成 17 年度は実際には 3 回行っており、必要に応じて柔軟に対応している旨回答。

岡委員（京都府）より、シニア・リーダースクールの参加人数について、計画の 300 名に対し平成 17 年度実績では 155 名となっている。各事業の参加人数が減少していることもあり、参加条件の年齢を 1 年下げてもらえないか要望が出された。

これに対して、今後の常任委員会等で検討することとした。

以上、協議の結果、いずれも承認。

< 報告事項 >

1. 平成 18 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より、去る 3 月開催の平成 17 年度第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 18 年度日本スポーツ少年団事業予算（実行予算）について、資料に基づき当初予算との変更点を中心に報告。

山田氏（兵庫県）より、平成 17 年度決算において、繰入金額が予算に対し決算で極端に減額となっているが、繰入金は前年度の収支差益で確定した額であるはずなのに、なぜ減額となっているのか、減額分は日体協の収入に流用されているのではないかと、という質問があった。

これに対して事務局より、日本スポーツ少年団として独自の特別会計は編成しておらず、予算・決算の資料については、日本体育協会の予算・決算からスポーツ少年団事業に関係する項目のみ抽出して作成したものであるため、収支差額の表現は便宜上、記しているものであり、実際には日本スポーツ少年団としてではなく、日本体育協会の収支差益の一部であることを説明。

なお、長沼本部長より、本件に関しては日体協の平成 17 年度決算書が理事会で承認された後、改めて資料を提示して説明する旨回答。

以上、これを了承。

2. 平成 18 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より資料に基づき、本年度の顕彰事業として、34 都府県 40 市区町村スポーツ少年団および 43 都道府県 155 名の指導者を 6 月 7 日付で表彰し、都道府県スポーツ少年団を通じ表彰楯を交付すること、および退任指導者に対する感謝状の贈呈を従来同様各都道府県に一任し、年度末に一括報告願う形態をとる旨併せ報告。

また、兵庫県の表彰指導者候補については、県の機関決定が後日となることから、候補者等の審査については、長沼本部長に一任願った旨報告。以上いずれも了承。

なお、表彰市区町村および指導者については、「Sport JUST」7 月号に掲載し公表する旨説明。

3. その他

- ・ 吉居委員（長崎県）より、日独同時交流の派遣団員について、大学生は派遣期間と試験期間が重なり、団員としての参加ができないという事情があるため、大学側に対して、日本体育協会から文部科学省を通じて学生の試験の免除や追試等の措置を取ってもらえるよう働きかけができないか要望があった。

これに対して、本部長より前日の常任委員会でも検討事項として上がり、日体協としてどのような働きかけが可能かどうか検討する旨回答。

- ・ 山田氏（兵庫県）より、日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員の北村氏が文部科学省の中央教育審議会のスポーツ分科会メンバーとなっているが、そこでの協議内容を報告いただきたい旨、要望があった。

これに対して、事務局より、北村委員が分科会メンバーとなった経緯を説明。分科会の協議内容については、来る 6 月 23・24 日開催の全国指導者協議会においてレポートにて報告する旨回答。

- ・ 松井委員（滋賀県）より、前回の委員総会にて要望を出した指導者必携書（改定版）の配布について平成 19 年度計画に盛り込まれていない。有料でもよいので、手帳の後ろに指導者研修の参加状況を記載する欄を設けるなど、実益のある必携書を配布してもらいたい旨要望があった。

また、認定育成員のなかに、実際に認定育成員としての活動していない者がいるが、そういった者に対する処遇を検討し、経費を削減すべきではないか、との意見があった。

これに対し、事務局より、指導必携書については、指導育成部会で検討した結果、作成費・送付料の経費の問題があるため全指導者に対する配布は難しいが、認定育成員については研修会参加者に対して配布することとし、認定員については今後どういった配布方法を取るか、また内容の見直しについても併せて検討する旨、回答。

以上、協議し、14 時 45 分閉会した。